

西村委員

かながわグランドデザイン基本構想に、高齢者を標準とするしくみづくりが掲げられました。高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、適切な保健・医療・福祉サービスを受けられる仕組みや体制づくりを推進し、介護予防の取組、生きがいづくりなど、高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくりが推進され、また、認知症高齢者や、その家族などを支援するための取組を進めるということですが、高齢者を標準とする社会の構築を訴え続けてまいりました我が会派としまして、この取組については、大いに期待を寄せるものです。

本日は、高齢者支援の取組について伺ってまいりたいと思いますが、まず、高齢者を標準とする社会づくり検討事業費と予算に計上されておりますが、こういった方向性の事業となるのか、現段階でお分かりのことを教えてください。

高齢福祉課長

平成24年度の当初予算に計上しております、この事業の内容でございますが、今後、団塊の世代の方々が、3年間で高齢者の仲間入りをするということになりますと、高齢者人口の全人口に占める割合も、26%ということで、かなりのウエイトを占めることになると思っております。

私どもは、高齢者を中心にしたという視点ではなくて、高齢者が第2の職場をリタイアされて、家庭に戻る時期が、その時期なのではないかと思っております、そうなりますと、地域の中でも、高齢者と遭遇する機会というのは、かなりの頻度で高まると考えます。

そうなりますと、まちづくりや、地域の在り方につきましても、高齢者の視点に立った社会づくりが、今後、必要になるという考えを基にしております。今回の事業では、本県の現状と課題を明らかにすることを考えてございまして、その中で出てきた課題によりましては、保健福祉局のみならず、全庁的に、部局横断的に、取組を進める必要があるのではないかと考えてございまして、そうした初動の体制固めと申しますか、研究事業として、本年度はスタートさせていただこうと考えてございます。

西村委員

まず、認知症対策について伺いたいのですが、まず、認知症の概念をお教えいただけますでしょうか。認知症とは、こういった症状なのか、あるいは、病気なのかということについて伺いたいと思います。

高齢福祉課長

まず、認知症というのは、疾病であるということでございます。これまでは、認知症は、どうして起きるのかということが、必ずしも解明されていなかった状況でございましたが、最近の研究では、認知症は疾病である、特に、疾病の

内容としましては、アルツハイマー型の認知症が5割を占め、脳血管障害による認知症が3割を占めます。その他、様々な要因で、認知症が起こっているという状況でございます。

また、症状としましては、脳の細胞が萎縮したり、壊れたりということで、脳は司令塔の役割を果たしておりまして、手を動かす、足を動かす、ものを考える、判断する、こういったことが機能しなくなる中核症状ということで、主に出てまいりますのが、見当識障害でございます。今、自分がどこにいるのかが分からないとか、妄想なども起きてきますし、記憶が薄れるてくるというのが、主な内容ということになります。

西村委員

感情の面ではどうなるのでしょうか。つらさとか、苦しさとかは感じなくなるのでしょうか。

高齢福祉課長

感情、心理の面でございますが、これは周辺症状と言われるものでございまして、認知症の高齢者は、何も分からないということは、全くございません。記憶が欠損しているだけでございまして、例えば、忘れていたことが、ふと思いついて、自分が失敗してしまった、そういう自責の念にかられることは、普通の人間と全く同じでございます。そういったことが、なかなか周りの方々に伝わりにくい。そういった心理状態で、ストレスを感じるわけです。こういうストレスがフラストレーションとなって、言葉はよくないのですが、異常行動となって、いろいろな行動に出ることがあります。これは、暴力に及んだり、または、地域をはいかいしたりだとか、そういった症状が、心理的、感情的に出ることがございますが、これは周辺症状と言われるもので、本来の症状ではないということでございます。

先ほど、言い漏れましたが、認知症は、疾病である以上、治る病気と治らないもの、また治らないまでも、症状を緩和することができるものがございます。例えて言うならば、脳の後頭部に水がたまってできる、正常圧水頭症というものがございますが、これは水を抜くことによって、脳細胞が元の形に戻りますので、治るのです。

それに対しまして、例えば、脳血管障害などの場合、脳の細胞が欠損したとしても、バイパスをして、リハビリをすることによって、運動機能を回復するということがございますので、認知症については、治るもの、治らないもの、また症状を緩和できるものがございます。

そうした知識、理解を広めることが、認知症については大事なのではないかと考えております。

西村委員

確認のために伺いますが、ぼけたら楽だ、ということではないわけですね。

高齢福祉課長

先ほども御答弁申し上げましたが、認知症の方は、自分が失敗したこととか、忘れたことを分かっていないというのは誤りでございまして、認知症の方は、記憶が途切れる、なくなるということはたしかでございまして、自分が失敗したことというのは覚えているということがございますので、認知症の方は、自分を責めて、なかなか人と接しない、それが失語症になったり、ひきこもり、閉じこもりになったりということでございますので、ちょっとしたことを支えてあげることで、日常生活が営める病気であると感じてございます。もちろん、中には精神障害的なものもございまして、妄想癖があったり、かなり粗暴になったりということがあります。そういう精神疾患的なものであれば、それは精神科医に相談をしていただいて、正しい治療を受けていただくということが必要であると考えてございます。

#### 西村委員

認知症に関しての正しい理解というものが、広がっていないのは事実だと感じました。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する応援者である認知症サポーターの拡大が重要であると考えます。私も、そして赤井委員も、先日、一緒に、認知症サポーター講座の講師を養成する、キャラバン・メイト研修を受講し、その意義を再認識させていただいたところです。

そこで、認知症サポーター養成について、何点か伺いたいののですが、まず、昨年12月の第3回定例会本会議における、我が会派の高橋議員の代表質問に対し、年度内に、県内10箇所、県が認知症サポーター養成講座を行うとのことでしたが、実施状況を御報告ください。

#### 高齢福祉課長

委員からお話しございましたように、認知症の方が、尊厳を保ちながら、穏やかな生活を送ることができるよう、県民一人一人が、認知症という病気を正しく理解することが、何よりも重要でございます。そうした意味で、地域ぐるみで認知症の方や、その家族を支援していくことが、必要であるという観点から、県としましては、認知症サポーターの養成は、重要であるということで、昨年、9月補正予算でお認めいただいた予算を基に、県内で、キャラバン・メイトを含む認知症サポーター養成講座を実施してまいりました。

実施状況でございますが、県内10箇所、まず、基調講演を行いまして、その後、座談会、認知症サポーター養成講座、この三つを取りまとめて実施しているところでございますが、人を集めたいということもございましたので、基調講演につきましては、俳優や評論家、作家など、介護や地域の支え合い活動に関わりのある著名な講師をお招きして実施してございます。

昨日、相模原会場で実施をいたしまして、これまで9回を実施したところ、参加者数の整理ができています3月1日の、厚木会場までの分でお話をさせていただきますと、過去8回で、全体で1,850名の方にサポーターになっていただきました。ちなみに、3月1日には、黒岩知事も講座を受けて、認知症サポーターとなっております。

西村委員

知事の御感想などについては、聞いていますか。

高齢福祉課長

知事自身も、認知症ということが病気であり、正しい知識を広めなければ、地域の中でも認知症の理解は広がらないので、正しい理解を広めることが大事であり、こうした取組は、一過性にとどまらず、今後も引き続きやっていくべき仕事であると、終わった後、一言感想を言っておりました。

西村委員

企業内では、認知症サポーターの養成が進むように、企業内のキャラバン・メイトの養成も進めていくということでしたが、進捗状況はいかがでしょう。

高齢福祉課長

企業内のキャラバン・メイトのお話でございますが、この認知症サポーター養成講座は、本来は市町村が実施する事業でございますが、この受講者の状況を見てまいりますと、約7割が女性であること、また、年代別に見てまいりますと、70代、60代、50代という順番で多く、実際、働いている40代くらいの方の参加が、相当低いという状況がございます。また、高齢者の虐待の問題であるとか、認知症の介護に悩む夫や息子が、虐待をするといった事例が散見されるようなことと、また、男性の介護者が、認知症への理解が乏しいのではないかとといったことから、県としまして、昨年度から、県独自の取組として、働く男性にターゲットを絞って、勤務先の企業や団体に対しまして、認知症高齢者の理解を深めるような取組を、出前講座として実施してございます。

本年度に入りましても、昨年12月に、企業内に福祉推進者という者を設置している事業者が、県内に1,874事業所ございます。そちらに対しまして、企業内のキャラバン・メイト養成の意向について、アンケート調査を実施させていただきました。

この調査結果では、メイト養成の申出があった事業所が、14事業所ございました。実際にはもう少しあると思うのですが、年度末ということで、なかなか限られた時間で手を挙げるのが難しいといった、添え書きが付いていた事業所もございましたので、改めて募集しますと、また違う結果も出てくるのではないかと考えております。また、委員にも御参加をいただきました2月28日に、事業所のキャラバン・メイトになる労務担当者、研修担当者の方を交えまして、企業内キャラバン・メイトということで、研修を受講していただきました。その結果、44名の方が、企業内で認知症サポーター養成講座ができるということで、養成が終了したところでございます。

こうした方々が、それぞれ、1人当たり30名、年3回程度のサポーター養成をしていただければ、1年間で4,000名近くのサポーターが養成できるということで、かなり期待をしているところでございまして、県としましても、このメイトの方々が、きちんとサポーター養成講座を企業に立ち返ってできるように、

パワーポイントの資料等、県が持っているノウハウを伝えて支援してまいりたいと考えてございます。

西村委員

あのとき、御一緒させていただいた企業の方々、30代、40代、50代、70代と、幅広くお集まりで、特に、若い世代の方が、今日初めて聞く話であるとおっしゃっておりまして、この企業内でのサポーターの拡充というのを、是非、力を入れていただきたいと思うところです。

もう一つ、核家族化が進んでいるという話でしたが、祖父母と同居する子供が少ない、お年寄りに触れる子供が少ないといったことを考えて、高校生等に対しても認知症サポーターを広めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

高齢福祉課長

先程も答弁いたしました。今後、3年間で、第2の職場を離れ、家庭に戻られる高齢者の方が多くなってまいります。そうした意味では、地域内で高齢者の割合が高まるということもございますので、高校生や中学生といった、地域の方々にも認知症を正しく理解していただく取組というのは、大事であると思っております。

そうしたことについて、委員からも御指摘がございましたが、県では、本年度、11月に、県内の中学、高等学校、これは約700校ございますが、この高校の福祉クラブ活動、青少年赤十字活動を行っているクラブに対しまして、認知症サポーター養成講座を受けてみるかどうかという意向調査をさせていただきました。

そうしたところ、10校から回答がありましたので、そちらの学校につきましては、出前講座ということで、県、ないしは地元の市町村にお願いをしまして、出前講座を実施させていただきました。

今後とも、こうした取組を引き続き行うことによって、中学生、高校生にも、理解の輪を広げていきたいと考えてございます。

西村委員

700校のうち10校は、少し少ないような気がするのですが、この10校の生徒の御意見なども開示しながら、より広く、サポーターも活動を広げていただきたいと思えます。

さて、本県は、人口当たりの認知症サポーター数が全国最下位とのことでございましたが、現状はどうなのでしょう。

高齢福祉課長

本県は人口が多いということで、認知症サポーターは、かなりの数がいらっしやいます。昨年の12月末では、11万人を突破しているような状況でございますが、実は、12月末現在で、国の認知症サポーター数は、300万人に達したとい

うことがございまして、その時点での、私ども認知症サポーターの人口割合は、委員御指摘のとおり、まだ最下位でございました。

しかし、その後、この300万人達成を記念して、全国キャラバン・メイト連絡協議会が、2月18日に報告会を開催しました。そのとき、配布しました資料が、本年1月末日時点となつてございました。その時点での都道府県別のキャラバン・メイト数は、認知症サポーター数を加えますと、本県の総人口に占める割合が上昇してございまして、それまでが1.296%であったものが、1.330%まで上昇し、すぐ上の埼玉県を抜き、現在46位ということになりました。

これは、9月補正予算でお認めいただいて実施しておりますフォーラムが、1月に実施した部分が入つたということもあります。12月までは、県の取組は入ってございませんでしたので、そうした取組も入りましたので、今後3月末に向けては、そのあとの8回分の講座が入る。また、私どもは、県職員又は市町村職員を対象に、私が講師をして、サポーター養成講座を年度内中には開催をしたいと思つておりますので、そうした人員も含めまして、更なる上位を目指していきたいと考えてございます。ちなみに、一つ上は沖縄県でございまして、あと何百人かを養成すれば、沖縄県も抜けるという状況でございまして、

#### 西村委員

認知症サポーターの更なる拡充に向けては、今後どうやって取り組んでいこうという、より具体的な、あるいは新たな取組はありますでしょうか。

#### 高齢福祉課長

先程も御答弁申し上げましたが、認知症サポーター養成は、本来市町村の取組でございまして、県内の33の市町村の中で、まだ2町村が事務局を設置しておらず、認知症サポーターの養成を行っていないという事実もございまして、まずは、そうした自治体に役割を担っていただきたく、働き掛けをしていきたいと考えてございます。

次に、現在実施しております企業、団体向けの出前講座につきましても、県と包括協定を、セブンイレブン・ジャパンやイオンなどと結んでおりますので、そうした大手企業等、包括協定を結んでいただいた団体とも連携しながら、引き続き実施させていただきたいと考えてございます。

さらに、神奈川県のパトロール官、消防職員、教職員など、まだまだやりようはあつてと思つてございますので、そうした組織的な養成が、まだまだという分野につきましても、サポーターの養成を目指して、関係機関と調整しながら進めさせていただきたいと考えてございます。

#### 西村委員

サポーターの質問とは少し離れるのですが、先ほど御答弁いただいて、認知症は疾病であり、治るもの、あるいは早期発見、早期治療をすれば、進行を抑えることができるものであるということでしたが、そうなってくると、重要なものが、早期発見、早期治療になると思うのですが、この取組はどういったものがあるのでしょうか。

## 高齢福祉課長

今回、認知症対策につきましては、総合的な対策を講じることとさせていただきました。今、委員が御指摘のとおり、認知症の対応といたしましては、早期診断の上、適切な医療の提供、あるいは、適切なケアの提供が大事でございます。さらに、本人や家族等への支援体制を構築することが大事でございます。県といたしましては、昨年9月の補正予算でお認めいただいた後、認知症の医療体制を充実強化すべく、認知症の医療連携パスのモデル的な導入を、この3月まで行っております。このモデル事業の調査の結果を踏まえまして、できれば24年度中に、本格導入に向けまして、改めて検討を深めてまいりたいと考えてございます。

また、認知症のコールセンター、これは家族の相談支援ということでございますが、こちらも取組を拡充させていただいております。やはり患者や家族が、同じ情報を共有する、こういったことが大事であると思っておりますので、家族の集いなど、開催回数を増やすことによりまして、支援を強化していきたいと考えております。

また、認知症の高齢者は、ますます増加が見込まれますので、私ども、今後とも、医療関係団体や介護の関係団体等との連携が必要であると考えてございます。今までは、それぞれの団体から専門委員を何名か出していただいた程度でございましたが、そうした関係団体で構成する、神奈川県認知症対策推進協議会という、もう少し大きな組織にして、認知症対策について、総合的に推進してまいりたいと考えてございます。

## 西村委員

要望を申し上げます。

平成22年第3回定例会で、我が会派の赤井議員が、広島県の例を挙げて質問、また提案をさせていただきました。専門の研修を受けた、かかりつけ医を認知症相談員、通称オレンジドクターに認定して、オレンジをあしらったプレートなどを医療機関に掲げてもらうという、認知症の早期発見、早期治療につなげる取組として御紹介させていただき、また、県に対して要望したところです。こういった取組なども、御検討いただきたいということと、御答弁の中で、総体的に高齢者が、尊厳をもって暮らせるように、総合的な認知症対策、このサポーターの更なる拡充を要望いたしまして、次の質問をさせていただきます。

続いては、元気な高齢者に関する施策について伺ってまいります。

超高齢社会の到来は、マイナスの面ばかりではありません。一方で、現役世代と比べて、豊富な人生経験と、自由な時間を持つ、元気な高齢者層も増えてくると思います。この世代の活用、活躍こそが、これまでと違った社会づくりを進める契機となるのではないのでしょうか。そこで、元気な高齢者に着目した施策について伺いたいと思います。

まず、現在、高齢者のうち、元気な高齢者は、どれくらい、本県にはおいでいらっしゃるのか、その状況などをお教えてください。

#### 高齢福祉課長

本県の元気な高齢者の状況でございますが、平成22年の国勢調査を基にしてみますと、県民の2割に当たる181万9,000人が、65歳以上の高齢者となっております。このうち、要支援、要介護認定を受けていない方々につきましては、155万5,000人ということでございまして、率にしますと、約85%が元気な高齢者ということが言えると思います。

#### 西村委員

その元気な高齢者の活躍の場を拡大する一環として、9月補正予算による事業として、介護ボランティアポイント制度の調査研究事業を行っていると思いますが、こちらの進捗状況をお伺いします。

#### 高齢福祉課長

介護ボランティアポイント制度調査研究事業、いわゆるモデル事業として実施しているものでございますが、この事業の実施時期につきましては、昨年の11月から本年3月までとなっております。事業に参加している市町につきましては、厚木市、大和市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町及び開成町となっております。

ボランティア活動によるポイントの管理は、ICカードを利用いたしまして、そのICカードに蓄積されたポイントを基に、最終的には、かながわ産品へ交換することとしてございます。

このモデル事業に、介護ボランティアとして登録されている方々につきましては、約200名いらっしゃいます。また、ボランティアの受入施設等につきましては、21箇所ということになってございます。

現在、ボランティア活動そのものは、2月までということで終了してございます。今後、3月中に、ボランティア登録者や、ボランティアの受入れをしていただいた施設の方々に、事業内容等に関するアンケートを実施してまいりたいと思っております。

そのアンケートの実施結果や、それぞれの登録者が、どのくらいボランティアに参加したか、そういった各種データを基に、実施市町の参加による検証会議を開催いたしまして、今回のモデル事業の内容を検証してまいりたいと考えてございます。

#### 西村委員

ということは、一旦3月までで終わり、この後、継続して、また出てくる可能性もあると考えてよろしいのですか。

#### 高齢福祉課長

この後、検証会議の結果を踏まえまして、報告書をまとめる予定でございまして。その報告書の中には、今後、未実施の市町村が実施するために、どういった課題をクリアしなければいけないのか、また、県がモデル事業として取り組んだ中身が、個々の市町村で導入するよりは、少し簡便な方法を考えましたの



で、県が導入するシステムを、そのまま活用するのであれば、システムの開発費がいらぬといったことも、うたい文句にしまして、未実施の市町村には、参加促進を図ってまいりたいと考えてございます。

ただ、現実には、引き続き、先ほどの市町が、そのままストレートに継続するかどうかということについては、やはり、一旦モデル事業の検証をした上で、各市町村の内部で検討を重ねて、できれば、24年度の途中から導入していただければと考えております。昨年も、平塚市は10月1日から導入を開始した例もございまして、年度内の早い時期に、幾つかの市町村が参加できればいいと思っております、県としましては、そういった助言をしていきたいと考えてございます。

#### 西村委員

もう一つ、社会参画活動ということで、かながわ高齢者保健福祉計画の改定案の中で、老人クラブ活動の推進を掲げているのですが、県内の老人クラブ活動の現状について、クラブ数や会員数の推移、あるいは、活動内容についてお聞かせ願います。

#### 高齢福祉課長

老人クラブにつきましては、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織でありまして、会員数は、概ね30人以上で構成し、会員の年齢は、概ね60歳以上というものが基本となっております。

県内の老人クラブ数につきましては、昨年7月1日時点では4,084のクラブがございまして、前年から比較いたしますと、28クラブが減少しております。

また、会員数につきましては、同時点で25万5,332名となっております、前年から比較いたしますと、4,852名の減となっております。

こうした状況につきまして、横浜市と川崎市を除きます団体で構成しております、神奈川県老人クラブ連合会に所属するクラブの状況を、過去十数年間で見てみましても、ピークは、平成10年でございまして、それ以降、減少傾向が続いております。

また、活動内容でございまして、会員や、民生委員児童委員、ボランティアからなる、友愛チームによる、ひとり暮らしの高齢者などの世帯等を訪問する、友愛訪問活動を実施していることや、各種ボランティア活動、健康づくり、文化、レクリエーション活動などを行っているということを承知しております。

#### 西村委員

高齢者の人口が増加していく中で、クラブ数や会員数が減少しているその要因と、また今後、活動を活発化させるための取組について、何かお考えがあれば伺いたいと思います。

#### 高齢福祉課長

こういった会員数が減少する傾向につきまして、老人クラブの方々にお聞きしますと、65歳くらいで第2の職場を離れ、自宅に戻られますので、そうした

段階で、勧誘はされているようです。ただ、まだ自分は老人クラブに入るのは早いといって、断られるケースが多いと聞いてございます。

平成17年に内閣府が行った、高齢者の日常生活に関する意識調査の結果におきましても、一般的に高齢者とは何歳以上だと思ふかとの質問に対しまして、全世代で、約半数が70歳以上であると回答しております。このように、現在の高齢者は、全体的に健康であり、活動的でありまして、価値観やライフスタイルが多様化しているのが実情でございます。

こうした状況を踏まえまして、神奈川県老人クラブ連合会では、平成8年に、老人クラブという名称そのものが、イメージが悪いのだろうということで、ゆめクラブという愛称をつくりました。また、新設するクラブの名称につきましても、老人クラブではなく、シニアクラブという名前を付けるなど、老人のイメージを払拭するような取組をしていると伺っております。

県としましては、多様な価値観を持っている高齢者のニーズに対応した、魅力あるクラブ活動を、今後とも推進する必要があると思っております。

老人クラブの活動そのものは、これまでに、介護予防や、健康づくりを目的とした体操、ウォーキング、ゲートボール、グラウンドゴルフなどの活動に加えまして、高齢者を孤立させない友愛訪問活動、子供の見守りなどの、次世代育成支援、安全・安心対策など、様々な地域貢献をいただいている団体でございます。

こうした地域の担い手であり、貴重なマンパワーであることには変わりありませんので、今後とも、積極的な活動を期待しているところでありますので、団塊の世代の方々が、積極的に加入しやすいよう、また、地域力の向上に結び付くような取組を、県老人クラブ連合会や市町村と連携しながら、県としましても、新たな展開を考えてまいりたいと考えてございます。

#### 西村委員

要望を申し上げます。

元気な御高齢の方々の知恵と経験を生かす、社会貢献、あるいは、ボランティア、時には労働力として、生涯現役で活躍していただける場を整備することは、文化、経済、健康に限らず、災害発生時の支え合いコミュニティの構築など、幾重にも副産物をもたらす施策になると考えます。具体には、ボランティアポイントの取組内容を拡大したり、県の特産物が魅力的でないというのではありませんが、違った魅力的なものを、お付けしたり、社会参画活動参加者に顕彰を与えとか、魅力を感じていただけるような、そういうことも御検討いただけて、高齢者を標準とする社会づくりの構築を目指して、推進をしていただけますよう、お願いいたします。